

日常生活用具貸出の案内

病気やケガなどで一時的に車いすやベッドが必要な人に日常生活用具を貸し出しています。希望する人は事前に電話で在庫状況を確認のうえ、最寄りのみどり市社協までお越しください。また、ホームページから事業案内や申請書(PDF形式やExcel形式)がダウンロードできますのでご利用ください。

- 貸出用具 車いす(大人用・こども用)、特殊寝台(大人用ベッド)
- 対 象 者 (1)市内在住者(在宅)で
- ①病気やケガで一時的に用具が必要
 - ②介護保険、身障者制度で貸与や給付が受けられない
 - ③介護保険等の認定審査中
- (2)市内福祉施設で
- ①利用者を行事等に参加させるために一時的に用具が必要



- 貸出期間 3カ月以内
※更新申請することで、貸出開始日から最長1年間を限度に延長が可能。
- 利 用 料 無料。ただし、運搬費用や返却時の消毒代等が利用者負担となる場合があります。
- 申請時必要なもの
(1)申請者の印鑑
(2)利用者の介護保険被保険者証または障害者手帳及び運転免許証等住所が確認できるもの
- 問合せ先 みどり市社協 本所(笠懸) **76-4111** 太閤々支所 **72-4054** 東支所 **97-2828**

福祉体験用具貸出の案内

福祉体験用具を使って福祉に対する理解や関心を深めてみませんか。

- 貸出用具 もみじ箱（17セット）、アイマスク（99セット）、
白杖（13本）、簡易点字器（80セット）、車いす（15台）
※ホームページから貸出用具一覧、申請書及び報告書
（PDF形式やExcel形式）がダウンロードできますので
ご利用ください。
- 対象者 みどり市内の学校や、みどり市内で福祉教育
もしくは地域福祉活動に取り組もうとする団体
- 貸出期間 1週間以内
- 利用料 無料
- 問合せ先 みどり市社協 本所（笠懸）76-4111 大間々支所 72



貸出用具の写真



障がい者福祉センターで新型コロナウイルスの感染対策を徹底した上で利用者さんの話を傾聴しているボランティアさんの様子

**ボランティアセンターからの
お知らせ**

ボランティアセンターでは、ボランティア活動を希望する人と、ボランティアを求めている団体、施設及び機関との橋渡しをしています。ボランティア活動について気になることがあれば気軽に相談してください。

※新型コロナウイルスの感染状況により意向に沿えない場合があります。